

島根2号機 新規制基準適合に係る使用前事業者検査の進め方について

1. 設計及び工事の計画の申請状況

島根2号機の新規制基準適合に係る設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）については、2022年12月23日に第7回補正書を提出し、これにより原子炉設置変更許可を踏まえた認可申請時からの変更内容のすべてを申請書に反映した状況にある。

現在、提出した申請内容について必要な説明を実施しているところである。

2. 使用前事業者検査の進め方

使用前事業者検査（以下「使事検」という。）は、基本的には設工認の認可後に実施するものであるが、新規制基準適合に係る工事については、認可申請中の設工認に従って使事検を実施することが可能との運用が原子力規制委員会了承事項*となっている。

※ 第50回原子力規制委員会（2019年12月25日）資料3の別紙3「3. 工事計画認可を受けずに行われている工事の取扱い」

島根2号機の新規制基準適合に係る設工認については、1. のとおりの申請状況であり、設工認の設備に関する記載内容の審査も概ね進捗してきていることから、使事検について、上記運用を適用し、設工認認可時期によらない開始目標時期を設定し、必要な準備を整えて計画的に実施することで進める。

《使事検の開始目標時期》：2023年3月下旬

使事検の実施にあたっては、具体的な運用を整備し、対象設備を明確にした上で検査を実施する。具体的な検査工程については、工事工程や検査の準備状況を踏まえて、近日中に決定する予定である。

今後、これらの詳細が固まり次第、使事検の実施方針について説明させていただく。

以上